

令和9年度 臼杵市医学生等奨学資金 募集要項



はじめに

臼杵市では、臼杵市の医療を支える医師と看護師の育成・確保や、能力ある生徒・学生が経済的な理由によって医学部や看護学校などへの修学をあきらめることがないように支援することを目的として、医学生（臼杵市医師会と協働）と看護学生のための奨学金制度を実施しています。臼杵で育つ子どもたちが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、「夢」を叶えられることを期待しています。

もくじ

第1部 奨学資金制度の概要 P2

1. 貸与額 （医学生と看護学生の奨学資金の額）
2. 応募資格 （奨学資金に応募するための要件）
3. 貸与期間 （奨学金を貸与する期間）
4. 利子 （奨学資金に対する利子）
5. 貸与方法 （奨学資金の支給方法）
6. 他の奨学金との併給 （他の奨学金制度と併給できるか）

第2部 申込手続き P3

1. 募集人数 （医学生・看護学生の奨学生募集人数）
2. 必要書類 （申込に必要な書類一覧）
3. 提出方法と提出先
4. 提出期限

第3部 奨学資金の貸与開始～返還 P4-5

1. 選考・決定 （奨学生の選考方法や、貸与決定後の手続き）
2. 貸与期間中の奨学生の義務 （貸与期間中の手続き）
3. 奨学金の休止・廃止 （奨学生の貸与を休止したり廃止したりする条件）
4. 奨学金の返還 （返還の基本情報から、返還猶予や返還免除の条件）

お問い合わせ先 P5

第1部 奨学資金制度の概要

1. 貸与額

	医学生	看護学生
奨学金（月額）	1～3年生のとき：50,000円 4～6年生のとき：100,000円	全学年：50,000円
入学準備金	100,000円	

2. 応募資格

以下のすべての要件を満たす方

- (1) 本人か生計維持者※¹（保護者）のいずれかが、申請時と奨学金貸与期間中の両方に臼杵市に住民登録があること
- (2) 将来、臼杵市内の医療機関の業務に従事することを考えていること
- (3) 大学（医学部・看護学部）や看護学校※²などに在学しているか、入学が見込めること

※1. 生計維持者：父母又は父母がいない場合は代わって家計を維持している者

※2. 看護師の免許を得ることを目的として、文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した養成所（養成施設）

※3. 歯学部・薬学部・獣医学部は、本奨学資金制度の対象外です。

3. 貸与期間

令和9年4月から在学する大学や看護学校などの正規の最短修業期間まで

4. 利子

無利子

5. 貸与方法

毎月、指定の金融機関口座に振込（奨学生か保護者のいずれかの口座）

6. 他の奨学金との併給

本制度は他の奨学金制度（日本学生支援機構等）との併給が可能です。
ただし、他の奨学金制度側に併給できない旨の規定がある場合もありますので、ご確認ください。

第 2 部 申込手続き

1. 募集人数

医学生…2 名 | 看護学生…4 名

2. 必要書類

奨学資金の申請には、次の(1)と(2)の書類が必要です。ご自身の状況に合わせてご準備ください。

(1) 全員が提出する書類

- 医学生等奨学資金申請書 [様式第 1 号]★臼杵市のホームページから DL 可能
- 申請書追加・補足事項記入用紙★臼杵市のホームページから DL 可能
- 世帯全員分の住民票（続柄の記載があるもの／発行日から 3 ヶ月以内のもの）※
- 世帯全員分の所得課税証明書※

※ 市の担当職員が、住民情報・税務情報を閲覧・取得することに同意いただける場合は、住民票と所得課税証明書の提出は不要です（申請書内の同意欄にご記入ください）。

ただし、令和 9 年 1 月 1 日時点で臼杵市に住民登録がない方は、住民票と所得課税証明書の両方をご提出ください。

(2) あなたの状況に合わせて提出する書類

(ア) 令和 8 年度に高校を卒業することが見込まれる方

- 医学等奨学生推薦調書（出身高等学校長による推薦）★臼杵市のホームページから DL 可能
- 入学予定の大学や養成施設の合格通知書などの入学の事実を確認できる書類

(イ) すでに大学等に 1 年以上在学している方

- 令和 8 年度後期時点の大学等の成績通知書（コピー可）
- 在学証明書などの在学の事実を確認できる書類

※ 大学等発行の成績証明書等は、単位を取得できなかった科目を含む、履修した科目全ての成績の記載があるものを提出してください。

3. 提出方法と提出先

郵送か持参のいずれかでご提出ください。

【提出先】 郵送の場合：〒875-8501 臼杵市大字臼杵 72-1 臼杵市役所 保険健康課 奨学金担当

持参の場合：臼杵市役所の以下のいずれかの窓口

- ・ 臼杵庁舎 … 保険健康課（1 階 14 番窓口）
- ・ 野津庁舎 … 市民生活推進課（1 階）

4. 提出期限

令和 9 年 4 月 2 日(金)16 時 30 分

※郵送の場合は、令和 9 年 4 月 2 日(金)消印有効です。

第3部 奨学資金の貸与開始～返還

1. 選考・決定

- 提出された書類により選考委員会にて学力基準・家計基準・人物基準をもとに決定し、本人に通知します(令和9年4月下旬頃予定)。
- 通知後2週間以内に以下に掲げる書類を提出していただきます。
 - ① 連帯保証人と連署した保証書
 - ② 誓約書兼同意書
 - ③ 在学証明書(※令和9年4月に新たに大学や養成施設に入学する方のみ)

2. 貸与期間中の奨学生の義務

奨学生は、貸与期間中、次に定める義務を果たす必要があります。

- (1) 毎学年末には大学の成績証明書等を提出すること。
※ 大学等発行の成績証明書等は、単位を取得できなかった科目を含む、履修した科目全ての成績の記載があるものを提出していただきます。
- (2) 休学、転学、復学、退学および住所変更など重要な事項に異動があった場合は、速やかに異動届出書や住所変更届を提出すること。

3. 奨学金の休止・廃止

次のような場合は、奨学資金の貸与を休止または廃止することがあります。

【休止の条件】

- (1) 休学したとき
- (2) 留年により同一学年を再度履修することとなったとき
- (3) 傷病等のため一時的に学業を休んでいるとき など

【廃止の条件】

- (1) 奨学資金の貸与を必要としなくなったとき、または辞退したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 学業成績または素行が著しく不良となったとき
- (4) 傷病等のため学業を続ける見込みのなくなったとき
- (5) 生計維持者と本人のいずれも臼杵市の住民でなくなったとき
- (6) 成績表などの書類の提出がなされないとき など

※ 奨学金の貸与が廃止になった場合には、原則として一括返還をしていただきます。

4. 奨学金の返還

(1) 返還の期間や方法

貸与終了後には、所定のお手続きのうえ、以下のとおり返還していただきます。

- 返還開始時期 : 貸与が終了してから 6 か月後
- 返還期間 : 医 学 生 … 借りた期間^{※1}の 3 倍の期間内(9～18年以内)
看 護 学 生 … 10年以内

※1. 借りた期間が3年未満の場合は、3年間貸与したものとみなします。

※2. 奨学金が途中で打ち切られた場合は、原則として一括で返還することになります。

※3. 正当な理由なく返還が遅れると、延滞利息がかかります。

- 返還のパターン: 月払い、半年払い、年払い、一括払いから選べます。

(2) 返還の猶予

以下の条件に該当する場合は、所定の手続きを行うことにより、返還が猶予される場合があります。

No.	条 件	猶予期間
1	(医学生の場合) 医学部を卒業したとき	貸与期間の 2 倍 ^{※1}
2	医師免許や看護師免許を取得して、医師や看護師として臼杵市内の医療機関で働いているとき	臼杵市内の医療機関で働いている間
3	大学院などに進学するとき	進学先の修業期間
4	災害に遭って返還が困難なとき	3 年以内
5	病気やケガにより返還が困難なとき	1 年以内
6	臼杵市内の医療機関で働く意思があるが、在学中に医師免許や看護師免許を取得できず、引き続き勉強を続けるとき	1 年以内
7	上記以外で返還が困難な理由があるとき	1 年以内

※1. 借りた期間が3年未満の場合は、3年間貸与したものとみなします。

※2. 上記No.3～7の条件について、猶予期間が終わった後もその状況が続く場合は、猶予を継続することができます。(ただし、No.6と7は、通算10年が上限期間です。)

(3) 奨学金の返還免除

以下の条件に該当する場合は、所定の手続きを行うことにより、返還が免除される場合があります。

No.	条 件	免除額
1	死亡や重い病気で返還が困難または不可能になった場合	既に収めた分を除く 全額
2	臼杵市内の医療機関で、借りた期間と同じ期間働いた場合	全額
3	臼杵市内の医療機関で働いていたが、借りた期間に達する前に臼杵市内の医療機関で働くのを止めた場合	一部（所定の計算式により算出します）

※既に返還した奨学資金については、免除できません。

お問い合わせ先

何かご不明点などがあれば、以下担当までお気軽にお問い合わせください。

臼杵市役所 保険健康課 奨学金担当

TEL: 0972-72-1078(直通)

開庁時間: 月～金曜日 8時45分から16時30分まで(祝日・休日・年末年始を除く)